

諮問日：平成28年10月5日（平成28年度（最情）諮問第18号）

答申日：平成28年12月2日（平成28年度（最情）答申第39号）

件名：司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の不開示判断（開示対象外）
に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年9月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 最高裁判所規則は、最高裁判所における文書管理において最高裁判所規程と同様の取扱いを受けている。また、最高裁判所規則は、従前、司法行政文書に該当するものとして開示の対象とされてきた。
- 2 官報により公布される最高裁判所規則は、制定時のもの又は一部改正のものに限られるのであって、一部改正を反映した溶け込み版の最高裁判所規則が官報により公布されることはない。

また、主要な最高裁判所規則は法令集等に掲載されているものの、全ての最高裁判所規則が法令集等に掲載されているわけではないから、容易に入手できるとは限らない。

さらに、法令の場合、総務省が提供している法令データ提供システムにより容易に溶け込み版の内容を知ることができるのに対し、最高裁判所規則の場合、主要な最高裁判所規則が裁判所ホームページに掲載されているにすぎないから、これに掲載されていない一部改正を反映した溶け込み版の最高裁判所規則の内容をインターネットで知ることは著しく困難である。

そのため、一部改正を反映した溶け込み版の最高裁判所規則が掲載されている文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 2 条 2 項 1 号に該当しないから、司法行政文書の開示手続の対象とする必要がある。

3 したがって、最高裁判所規則は司法行政文書に該当する。

第 4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、本件開示申出文書は司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした原判断は、相当である。

2 理由

本件開示申出文書は最高裁判所規則である。

最高裁判所規則は、憲法 77 条 1 項の規則制定権に基づき、最高裁判所裁判官会議の議決により訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について定められるものである（裁判所法 12 条 1 項参照）。これは、議決後、官報により公布することとされているから（裁判所公文方式規則 2 条）、これにより広く周知が図られている。また、最高裁判所規則の条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集等により容易に入手が可能である。それにもかかわらず、これを司法行政文書の開示手続の対象とした場合、図書館代わりの利用など当該手続を設けた趣旨に合致しない利用が見込まれるから、当該手続の対象とする必要はないというべきである。

よって、最高裁判所規則は、取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書の開示手続の対象とはならないと解すべきである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年10月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月13日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同月17日 審議
- ⑤ 同年11月28日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とはならないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は司法行政文書に該当すると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書が司法行政文書開示手続の対象となるか否かについて検討する。

2 本件開示申出文書が司法行政文書開示手続の対象となるか否かについて

本件開示申出文書は、最高裁判所規則であるところ、最高裁判所規則は、憲法77条1項の規則制定権に基づき、最高裁判所裁判官会議の議決により定められるものであって、裁判所公文方式規則2条により、議決後、官報により公布することとされている。

また、委員会庶務に調査させたところ、一般に販売され各地の図書館にも所蔵されている法令集である「現行日本法規」（法務省大臣官房司法法制部編）

には、現に通用している全ての最高裁判所規則が掲載されていることが確認された。

このように、最高裁判所規則は、官報により公布されることによって広く周知が図られている上、その条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手可能であることから、取扱要綱による司法行政文書開示手続の対象とする必要はないものと解すべきであり、取扱要綱記第1にいう「司法行政文書」には該当しないというべきである。

この点について、苦情申出人は、最高裁判所規則が一部改正された場合、その溶け込み版を知る方法がないなどと主張するようであるが、法令であっても一部改正の場合に官報公告されるのは改正法だけであって、最高裁判所規則と異なる上、上記のとおり、最高裁判所規則は法令集に掲載されているのであるから、上記の主張は失当である。

なお、苦情申出人は、最高裁判所規則が最高裁判所規程と同様に司法行政文書として管理されていることも主張の根拠としているようであるが、司法行政文書の管理と開示手続とは、その趣旨や目的等が異なるのであるから、それぞれの対象となる文書が必ずしも一致しなくても不合理とはいえない。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出につき、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とならないとして不開示とした原判断については、本件開示申出文書が司法行政文書に該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人